

警報等発表時等における児童の登下校について

南知多町立みさき小学校

警報等発表時や水害や土砂災害等の警戒レベル発表時、津波警報や大規模な地震発生時の児童の安全確保について、下記のように定めます。

記

1 登校前に「暴風（雪）警報」「特別警報」「水害や土砂災害等の警戒レベル4以上」が発表されている場合

※警戒レベルについては、町内全域ではなく、大字単位で発表されることがあります。

解除された時刻	
6：30以前	・平常どおりの授業（給食は実施）
6：30～ 11：00まで	・家庭で昼食を済ませ、午後1時以降に授業開始 ※5時間目から授業を開始します。
11：00以降	・臨時休業

2 登校後に「暴風（雪）警報」「特別警報」「水害や土砂災害等の警戒レベル4以上」が発表された場合

発表された時刻	児童の動き	備考
8：25まで (始業時刻前)	・すでに登校した児童を、通学路等の安全確認後に下校させる。	・発表された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童の安全を確保します。 その後、安全が確認でき次第、通学団下校させます。 (保護者の方のお迎えをお願いします) ※年度当初の調査で「学校待機」を希望されたご家庭はお迎えをお願いします。
8：25以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、各通学団で下校する。(保護者への引き渡しにより下校する) ・発表時刻により、昼食（給食あるいは弁当）をとらずに下校させることもある。	
13：00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、各通学団で下校させる。(保護者への引き渡しにより下校させる)	

3 「津波警報」「大津波警報」が南知多町に発表された場合

(1) 登下校中

- ・高台などの安全な場所へ避難する。

(2) 在校中

- ①速やかに安全な場所へ避難させる。
- ②警報解除及び帰宅路等の安全が確認できるまでは、学校または避難場所に待機させる。
- ③児童の帰宅については、学校及び避難場所からの引き渡しを原則とする。
安全が確認できる場合は、教員が引率して集団下校させる場合もある。

(3) 登校前

- ①登校せず、高台などの安全な場所へ避難させる。
- ②被害がなく解除された場合は、**1 登校前に「暴風（雪）警報」「特別警報」「水害や土砂災害等の警戒レベル4」が発表されている場合**の対応と同じ。

4 大規模地震発生時の対応について

状 況	登下校中	在校中	登校前
震度 5 弱以下	身の危険を感じる場合は、安全に十分に気を付けて、	安全を確認し、通常通り活動する。	登校準備中に身の危険を感じる揺れが起こった場合は、保護者の判断で自宅待機をする。
震度 5 強以上	自宅か学校のどちらか近い方に、速やかに移動する。	原則、教育活動を中止し、保護者への引き渡しを行う。引き渡しができない児童については、校内に留め置く。	原則、休校とする。保護者の管理下で行動する。
震度 5 強以上の地震が発生した場合、安全確保や今後の学校運営に関わる協議等のため、地震発生日、翌日の 2 日間程度を臨時休校とする。			

5 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応について

南知多町には事前避難対象地域がないため、**原則平常通りの授業を行う**。ただし、登校が危険と判断した場合は、登校を見合わせ、安全が確認されたら登校させる。

南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ地震が発生する可能性が相対的に高まっていると評価された場合に、気象庁から発表されます。4 種類のキーワード【調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了】とあわせて発表されますので、町からの呼びかけに応じた防災対策をお願いします。

事前避難対象地域とは

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。県内 13 市町村に設定されています。
【南知多町には事前避難対象地域はありません】

6 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当の準備をお願いします。また、その他、気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 「暴風（雪）警報」「特別警報」「水害や土砂災害等警報レベル 4 以上」が発表されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校に危険が伴う場合は、保護者の判断で自宅待機してください。その際は学校へ連絡してください。
- (3) その他、緊急の場合及びスクールバスの運行については、テトル配信をします。

<問い合わせ>

みさき小学校

電話 63-0001